

別添1

公益財団法人山形県体育協会オリンピック特別活動支援事業補助対象基準

1. 選手個人：日本オリンピック委員会の強化指定を受けている者又は中央競技団体の強化指定を受けている者（中央競技団体の強化指定区分が複数ある場合は、最上位の区分で指定を受けている者）であって、次のイ～ニのいずれかに該当するものをいう。
 - イ 出生地が山形県内である者
 - ロ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの住民票の住所が山形県内である者
 - ハ 山形県内の小学校、中学校、高等学校又は大学等を卒業した者
 - ニ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに山形県内に活動拠点を有するチーム、クラブ等に所属している者

2. 競技団体：公益財団法人山形県体育協会に加盟している競技団体の中から、県と協議のうえ本会が指定した競技団体とする。